札幌市談合情報調査要領

平成14年4月26日財政局理事決裁 令和3年3月18日最近改正

第1 趣旨

この要領は、物品の購入、製造の請負、修繕(改造を含む。)、借受け、売り払い、役務の提供 及び工事の請負(以下「契約案件」という。)の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対し て的確な対応を行うため、必要な事項を定める。

第2 談合情報調査委員会

- 1 契約案件について入札談合に関する情報があった場合の事情聴取等を行うため、談合情報調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応
- 3 委員会の構成は、契約の種類及び区分に応じて別表に定めるところによる。ただし、委員会は、 必要に応じて委員長代理を置くことができる。
- 4 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。
- 5 委員会の事務局は、契約担当課に置く。

第3 情報の確認

入札に付そうとする契約案件について入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合は、当該情報の提供者の身元、氏名等の確認を行なう。

また、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

第4 委員会への報告

事務局は、次の場合には、情報の内容を談合情報報告書(様式1)にまとめ、速やかに委員会に報告を行わなければならない。

- (1) 第3により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合
- (2) 事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合

第5 委員会による審議

委員会は、第4により事務局からの報告を受けた場合、当該情報について第6により調査が必要 か否か及び第7以下の手続によることが適切であるか否かについて審議する。

第6 調査基準等

第5の調査の要否の判断にあたり、当該情報の内容から、契約案件が特定され、又は推測される場合で、次の各号に該当するときは調査を行なうものとする。

- (1) 談合に関する具体的な物証(メモ、録音テープ、写真等)が示されたもの
- (2) 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかなもの(報道機関からの通報による場合は報道機関への情報提供者が不明な場合を除く。)
- (3) 情報提供者が匿名の場合(報道機関からの通報による場合は報道機関への情報提供者が不明な場合を含む。) は落札予定者名を含むもの又は次のいずれかの事項が2つ以上含まれているもの
 - ア 落札予定金額
 - イ 談合に関与した者
 - ウ 談合が行われた日時及び場所
- (4) 談合に参加した当事者以外知り得ないと思われる内容((3)に掲げる内容を除く。)を含むもの
- (5) 上記のほか特に調査が必要であると認められるもの

第7 入札執行前に談合情報を把握した場合の対応

入札執行前に、第5の審議により第7以下の手続によることとした情報(以下「談合情報」という。)があった場合は、原則として、次により対応する。

(1) 事情聴取

事情聴取は、委員会の複数の委員により、速やかに行う。委員は、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。)全員に対して、入札参加者を個別に面談室等に呼び出して聞き 取りを行う。この場合、積算内訳書等を提示するよう要請することができる。聴取結果について は事情聴取書(様式2)に記録する。

なお、事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行なう。

(2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、札幌市契約規則(平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。)第10条の規定に基づき、入札の執行を延期し、 又は取り消す。

- (3) 談合の事実があったと認められない場合の対応
 - ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全て入札参加者から誓約 書(様式3)を提出させるとともに、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には 入札を無効とする旨の注意を、別紙1を参考として促したうえで入札を行なう。
 - イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められないが、談合の疑いを払拭できない場合には、次の方法を基本として入札を執行するものとし、当初の入札参加者が含まれる場合は、当初の入札参加者に誓約書(様式3)を提出させて、前項と同様の手続きにより入札を行なう。ただし、次の方法により難い事情のある場合については、別途決裁のうえ他の方法により入札執行を行うことができるものとする。
 - (ア) 当初の入札が一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるもの)の場合 入札を取り止め、入札参加資格要件の見直しを行い一般競争入札を執行する。
 - (イ) 当初の入札が一般競争入札((ア)に掲げるものを除く)の場合

入札を取り止め、入札参加資格要件等の見直しを行い、新たに一般競争入札、公募型指名 競争入札又は指名競争入札を執行する。なお、指名競争入札を執行する場合には、当初の入 札参加者をすべて入替える(すべて入替えることが困難な場合は一部を入替える)又は、新 たな入札参加者を数者追加するものとする。

- (ウ) 当初の入札が公募型指名競争入札(参加申出型を含む。以下同じ。)の場合
 - a 入札を取り止め、入札参加資格要件等の見直しを行い、新たに一般競争入札、公募型指 名競争入札又は指名競争入札を執行する。なお、指名競争入札を執行する場合には、当初 の入札参加者をすべて入替える(すべて入替えることが困難な場合は一部を入替える)も のとする。
 - b 入札を延期し、新たな入札参加者を数者追加指名し、公募型指名競争入札を執行する。
- (エ) 当初の入札が指名競争入札の場合
 - a 入札を取り止め、新たに一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札を執行する。なお、指名競争入札を執行する場合には、当初の入札参加者をすべて入替える(すべて入替えることが困難な場合は一部を入替える)ものとする。
 - b 入札を延期し、新たな入札参加者を数者指名し、指名競争入札を執行する。
- ウ ア又はイ ((ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)ですべて入替える場合を除く)の場合、全て入札参加者に、 第1回の入札において積算内訳書等を提示するよう要請する。入札には積算内容を把握してい る職員が立ち会い、全ての入札参加者が入札書を入札箱に投入した後に、同職員が談合の形跡 がないか、開札前に積算内訳書等について入念に調査する。

ただし、入札日において事情聴取を行うなど、あらかじめ積算内訳書等の提示を要請する時間的余裕がないときは、入札日を延期して入札を執行する。

- エ 積算内訳書等の調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、 上記(2)により対応する。
- (4) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表していないこと等から、入 札日における入札参加者を対象として、上記(1)以下により対応する。

第8 入札執行後に談合情報を把握した場合の対応

入札執行後に談合に関する情報を把握した場合は、以下の手続によることが適切か否かを第5により判断するものとする。

(1) 契約締結以前の場合

ア 事情聴取

第7(1)と同様の手続により、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行ない、聴取結果については事情聴取書を作成する。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第11条の規定に基づき、入札を無効とする。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から 誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結する。

(2) 契約締結後の場合

第7(1)と同様の手続により、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、聴取結果については、事情聴取書を作成する。

なお、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、 契約の履行期限等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。

また、公正取引委員会等の判断により、談合事実が確定したときは、当該契約の契約条項に 基づき違約金を徴収するものとする。

第9 公正取引委員会等への通報

1 契約担当部長は、第4により事務局から報告を受けた場合及び第7以下の手続により事情聴取書 を作成した場合に公正取引委員会に逐次通報するとともに、当該入札の調査結果については様式4 により公正取引委員会へ通報する。

なお、契約管理課契約案件以外の場合においては、契約管理課長へ公正取引委員会に通報した内容を逐次報告するとともに、様式5によりその内容の報告を行う。

- 2 公正取引委員会へ通報を行う場合は、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、入札調書の写し等を送付する。
- 3 契約担当部長は、第7以下の手続により調査を行った結果、談合の事実があったと認められる場合、様式6により公正取引委員会へ通報するとともに様式7により北海道警察へ通報する。

附則

この要領は、平成14年5月1日から適用する。

附則

この要領は、平成15年10月20日から適用する。

附則

この要領は、平成16年12月14日から適用する。

附則

この要領は、平成17年9月29日から適用する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年3月18日から適用する。

別表 談合情報調査委員会の構成

契約の区分		委員
契約管理課契約案件	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)が適用 される入札	○管財部長発注担当部等の部長等発注担当部等の庶務担当課長等契約管理課長
	札幌市工事施行規程(平成4年訓令第4号)(以下「施行規程」という。)の適用を受けるもの	○管財部長工事を所掌する部等の部長等工事を所掌する部等の課長等契約管理課長工事契約担当課長
	上記以外	○管財部長 発注担当部等の課長等 契約管理課長 契約管理課調整係長 契約管理課物品契約担当係長 又は役務契約担当係長
	施行規程の適用を受けるもの	○管財部長 発注担当部等の課長等 契約管理課長 工事契約担当課長 契約管理課調整係長 契約管理課工事契約係長
上記以外の契約案件	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)が適用 される入札	○発注担当部等の部長等管財部長発注担当部等の庶務担当課長等契約管理課長
	上記以外	○発注担当部等の部長等発注担当部等の課長等発注担当部等の庶務担当課長等発注担当部長等の指名する係長等
	施行規程の適用を受けるもの	○発注担当部等の部長等工事を所掌する部等の部長等発注担当部等の課長等発注担当部等の庶務担当課長等工事を所掌する部等の課長等発注担当部長等の指名する係長等

【備考】

- 1 ○は、委員長を示す。
- 2 委員会には、書記を置き、書記は委員長が所属職員の中から指名する。
- 3 発注担当部等には契約担当部を含み、「上記以外の契約案件」については、必要に応じ契約管理課長を加えることができる。